

令和8年（フ）第836号

大阪府松原市河合1丁目1番30号
債務者 堀内 恵子
1 決定年月日時 令和8年9月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年（フ）第841号

堺市南区三原台3丁40番9—310号、前住所
堺市南区新檜尾台3丁3番16—110号
債務者 小林 孝
1 決定年月日時 令和8年9月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年（フ）第849号

堺市南区高倉台4丁1番2—510号
債務者 高山 智子
1 決定年月日時 令和8年9月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年（フ）第858号

大阪府柏原市平野1丁目2番8—603号 パナグレーブ
債務者 岡崎 楓也
1 決定年月日時 令和8年9月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年（フ）第909号

堺市南区桃山台3丁1番13—804号
債務者 石山 美里

1 決定年月日時 令和8年9月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年（フ）第218号

神戸市西区王塚台4丁目52番地B—110号
債務者 山本 政廣
1 決定年月日時 令和8年9月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和8年（フ）第221号

兵庫県明石市魚住町清水2283番地の2 ウエストリヴァー102号
債務者 森本 涼子
1 決定年月日時 令和8年9月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和8年（フ）第228号

神戸市西区南別府3丁目7番地の1 サンシティF U J I 103号
債務者 平根 麻樹
1 決定年月日時 令和8年9月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和8年（フ）第140号

島根県仁多郡奥出雲町佐白312—35 グループホームヴィア佐白、住民票上の住所島根県仁多郡奥出雲町三成416番地1
債務者 川西 洸耀

1 決定年月日時 令和8年9月9日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
松江地方裁判所民事部

令和8年（フ）第29号

島根県浜田市長沢町685番地18
債務者 鈴木 徳和
1 決定年月日時 令和8年9月7日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
松江地方裁判所浜田支部

令和8年（フ）第253号

徳島県徳島市庄町5丁目3番地の1 ヴィゴラス壺番館211
債務者 井内 鮎美
1 決定年月日時 令和8年9月9日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
徳島地方裁判所民事部

令和8年（フ）第254号

徳島県阿波市市場町山野上字大西150番地3
債務者 木村真名美
1 決定年月日時 令和8年9月9日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
徳島地方裁判所民事部

令和8年（フ）第276号

徳島県徳島市南庄町5丁目61番地の36
債務者 池田 尚子
1 決定年月日時 令和8年9月9日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
徳島地方裁判所民事部

令和8年（フ）第183号

福島県田村市船引町春山字和久170番地3
債務者 渡邊 松江
1 決定年月日時 令和8年9月9日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和8年（フ）第216号

福島県郡山市並木二丁目6番地の6 エトワール並木105号
債務者 藤橋 誠
1 決定年月日時 令和8年9月9日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和8年（フ）第98号

佐賀県伊万里市新天町711番地8 Cape 11a 201、前住所長崎県松浦市福島町塩浜免2854番地12
債務者 川浪 陽子
1 決定年月日時 令和8年9月9日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和8年（フ）第71号

佐賀県唐津市佐志中通3188番地2、前住所佐賀県唐津市見借4749番地1 グループホーム希望
債務者 久島勇一郎
1 決定年月日時 令和8年9月9日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部